

# 米沢市教育委員会 会議録

令和8年1月30日（金）

開会 午前 9時00分

閉会 午前10時15分

## 1 出席委員等

教育長 佐藤 哲 委員 神尾 正俊 委員 我妻 仁  
委員 渡邊 美智子

## 2 出席職員

教育管理部長	土田 淳	教育指導部長	山口 博
教育総務課長	遠藤 秀一	社会教育文化課長	高橋 允
社会教育文化課主幹兼課長補佐	伊藤 昌明	スポーツ課長	高橋 稔
学校教育課長	須貝 洋介	適正規模・適正配置推進主幹	森谷 純
教育総務課長補佐兼総務主査	米原 裕美	教育総務課上席専門員	森谷 幸彦

## 3 傍聴人の有無 無

## 4 会議録の承認

令和8年1月7日開催分

## 5 議事

議第2号 臨時代理による令和7年度一般会計教育関係補正予算（第4号）の承認について

議第3号 令和7年度一般会計教育関係補正予算（第5号）について

議第4号 米沢市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について

議第5号 米沢市立小学校、中学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

## 6 報告事項

(1) 令和8年度組織改正について

(2) 米沢市立広幡小学校敷地内で発生した負傷事故について

(3) 米沢市における部活動及び米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの在り方に関する方針について

(4) その他

7 その他

**教育長** 本日の会議は、伊藤委員から欠席届が出されているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定めのある定足数を満たしているので、会議日程に従い米沢市教育委員会を開会する。次に、会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により原則公開となっているが、本日の会議の案件のうち、議第3号については、市議会の議決を経るべきものであり、また、報告事項の(1)については、今後、市議会への報告を予定していることから、これらを非公開としたいと思うが、ご異議ないか。

———異議なし———

**教育長** 本日の会議は、一部非公開とする。次に、会議録の承認であるが、前回、令和8年1月7日開催分の会議録について、ご承認いただけるか。

———会議録の承認———

**教育長** 本日の会議の会議録署名委員として、我妻委員を指名する。議事に入る。議第2号臨時代理による令和7年度一般会計教育関係補正予算(第4号)の承認について、事務局から説明をお願いします。

**教育指導部長** ———資料により説明———

**教育長** ご質問等いかがか。

**我妻委員** 当初見込んでいた人件費の時給単価を、分かる範囲で教えていただきたい。

**学校教育課長** 本日、積算資料をこの場に持ち合わせていないので、明確な回答をすることはできないが、入札後に山形県の最低賃金や市場価格の調査を行ったところ、これらが上昇していたことが確認できたことから、再度、積算したという経緯がある。

**我妻委員** 後からでもよいので、時給単価ベースでどの程度上昇したのか教えてほしい。

**教育長** 他にご質問等いかがか。なければ、議第2号臨時代理による令和7年度一般会計教育関係補正予算(第4号)の承認について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に、議第3号令和7年度一般会計教育関係補正予算(第5号)について、事務局から説明をお願いします。

**教育指導部長** ———資料により説明———

**教育管理部長** ———資料により説明———

**教育総務課長** ———添付資料により詳細説明———

**教育長** ご質問等いかがか。

**我妻委員** 南成中学校施設整備事業の継続費年割額の補正について、第二中学校の備品廃

棄費用に充てるため、令和7年度に計上している備品購入費を減額し、その減額分を令和8年度に計上するということだが、この備品廃棄の費用は、添付資料の「3 補正額の内訳」の備品廃棄欄に記載の令和8年度補正額14,626千円と考えてよいか。また、廃棄する備品は産業廃棄物になるかと思うが、その廃棄費用はかなりの高額となっているので、廃棄する備品とはどのようなものなのか教えてほしい。

**学校教育課長** 備品の廃棄費用は高額になるが、基本的に不要備品は廃棄することとしたので、それに必要な費用を確保するため、今年度の備品購入費を減額し、来年度に計上するものである。ただし、備品として今後も使用できるものについては、他の学校へ譲渡したいと考えている。また、第二中学校においては、市民向けの譲渡会も開催したいと考えているが、すべての備品が譲渡できるわけではなく、数量も相当なものになることから、譲渡不可能な備品を廃棄すべく、その廃棄費用の見積もりを徴取したところ、記載の金額が必要になったため、補正予算を計上することとなった。

**教育長** 譲渡できる備品は譲渡したうえで、残ったものを廃棄するという手順を踏むため、ある程度の時間が必要なことから、令和8年度に廃棄処分を行うということかと思う。

**学校教育課長** 新校舎への引っ越しは、3月16日の卒業式以降ということになり、備品等を運び込む作業は、3月下旬を予定している。そのため、学校や市民向けの備品譲渡については、4月になってからということになるが、その後、現校舎の取り壊しなどもあるので、できる限り早期に着手し、1か月間を目途に譲渡及び廃棄作業を完了させたいと考えている。

**我妻委員** 不要な備品を市民に譲渡するという事は初めて聞いたが、非常に良い試みである。これは基本的に無償での譲渡となるか。例えば、南成中学校の生徒用机や椅子は、新たに購入することになっていると思うので、不要となる机や椅子を譲渡すべく、何らかの方法でPRし、欲しい方に無償で譲渡するという形で行うのか。

**学校教育課長** 備品譲渡の実施方法については、その周知方法も含めて検討段階ではあるが、基本的には無償ではなく、有償で譲渡したいと考えている。現在、他の自治体の先例を参考にしながら、無理のない範囲で購入可能な譲渡価格を設定できるよう検討しているところである。

**渡邊委員** 補正理由の一つに、現第二中学校校舎の解体工事完了が、令和9年5月までとなったことが挙げられている。計画では、第二中学校の校舎を解体後、その跡地にグラウンドを整備することになっていると思うが、グラウンド整備が完了するまで、南成中学校の生徒はグラウンドを使用することはできないと思うので、解体工事の延期がグラウンド整備工事にまで影響を及ぼすことはないか。

**教育総務課長** 現校舎解体とグラウンド整備の工程であるが、グラウンドの整備は、当初から令和9年度までとしている。グラウンドの完成が、当初計画した時期から遅延しないように解体工事を進めていきたいと考えている。

**教育長** 他にご質問等いかがか。なければ、議第3号令和7年度一般会計教育関係補正予算（第5号）について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に、議第4号米沢市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

**適正規模・適正配置推進主幹** ———資料により説明———

**教育長** ご質問等いかがか。

**我妻委員** 例えば、館山三丁目に住んでいる生徒やその保護者に対し、「館山三丁目の一部」と規定されたスクールバスの運行範囲内に、自宅が含まれているのかどうかを周知するのはいつ頃になるか。

**適正規模・適正配置推進主幹** ただいまのご質問の件は、生徒や保護者の関心が最も高いものであったので、令和8年4月に南成中学校に入学し、スクールバスで通学することになる現在の小学6年生児童と保護者の方には、昨年12月にすでに通知している。また、現在、中学1、2年生で南成中学校開校時に2、3年生となり、スクールバスで通学することになる生徒には、間もなく説明会を開催させていただく予定である。これまでは、この規則に規定する文字情報だけであったが、この度の南成中学校及び北成中学校の開校に合わせて、スクールバスの対象エリアを地図上に色染めして表記し、見ることができるようにすることで、対象エリアを一目で分かりやすいようにしたいと考えている。これまでは、対象エリア内の対象者の自宅住所を表記していたものを、地図上にエリアを色染めして、分かりやすいよう実務上変更させていただくもの。併せて規定の表現方法についても改正させていただくものである。

**我妻委員** 各家庭において、分かりやすいように細かい配慮をしていただき感謝したい。一つ質問があるが、スクールバス通学の対象エリアは、学校からの距離でもって機械的に区切られるのか、それとも、道路などを境界にしていて、それにより本来の距離制限と差異があるということは有り得るか。

**適正規模・適正配置推進主幹** 今年度の第一中学校と第五中学校の統合の際と同様に、今春の南成中学校及び北成中学校の開校においても、スクールバス通学のエリアを設定するに当たっては、あくまでも、遠距離通学支援としてのスクールバス運行という定義付けをさせていただいたうえで、本来、中学校の遠距離通学は6km以上となっているところ、今回は2校の統合により通学区域が広範囲になるので、この基準を4kmまで引き下げさせていただき、4km以遠については遠距離通学という位置付けで、スクールバスの対象エリアにするという方針を開

校準備委員会にお示しさせていただいた。あわせてこれを基本としながらも、地図上で4kmちょうどの線を引くことはできても、実際にその線を引くことができない場合には、その周辺で道路や川など明確に線引きできるものがあれば、それをもってエリア分けをしていただくということで、開校準備委員会の通学を担当する部会でご議論いただいて、色染めをさせていただいた。なお、4km付近で線を引けない場合は、4km以遠で線引きはせず、4kmから手前の3kmから4kmの間の合理的な線引きができる場所で線を引いていただくようお願いし、担当部会で協議をしていただいた。生徒一人ひとりのご自宅と学校との距離を測るのではなく、エリア的にここから以遠はスクールバスの対象になるという設定の仕方をさせていただいた。第一中学校のスクールバス運行以前のエリア設定の仕方とは異なるが、これから順次、新たな統合中学校、小学校が開校するので、そのような一定の方針をお示しさせていただき、保護者や地域の皆様の合意を得て、作業を進めてきたところである。

**我妻委員** 丁寧、且つ合理的な方法で進めてきたことは理解できたが、そのような方法でエリアを線引きした場合、例えば、「道路を挟んだ向かいの家はスクールバス通学の対象であるが、自分の家は対象ではない。」ということが起きることは当然予想される。実際にそのような苦情や要望などは寄せられているか。また、そのようなことがあったときに、どのように対応するのかも教えてほしい。

**適正規模・適正配置推進主幹** 今年度の第一中学校と第五中学校の統合に当たって、昨年度、スクールバスの通学エリアを設定した際には、松川小学校南側の道路を境界として線引きした箇所がある。ここではバス通学の対象エリアとなる道路南側と、そうではない道路北側とが明確に区分けされることとなったが、説明会やお知らせ文書の中で線引きの方針をお示したうえ、ご理解をいただけるようお知らせをさせていただいた。その後、「道路を挟んだ向かいの家は対象なのに、どうして私の家は対象ではないのか。」という苦情が寄せられると思ったが、そのようなことはなかった。むしろ、境界線から相当学校に近い方から「スクールバスの対象にしてほしい。」という要望があった。これまで通学していた方向とはまったく逆の方向で、市街地の方に向かうということから、遠いという感覚を持たれたのではないかと思われる。これらのお声に対しては、個別に丁寧に回答させていただき、ご理解をいただいたところである。南成中学校と北成中学校については、「うちはスクールバスの対象エリアではないのか。」という問い合わせはあるものの、境界の線引きの苦情等については、今のところ頂戴していない。

**教育長** 単純に距離だけではなく、町内会の境や道路などといった細かいところまで見て、開校準備委員会で検討していただき確定してきたものである。

**我妻委員** たいへんな作業であったと思うが、丁寧に進めていただき感謝する。たいへん

ご苦勞様であった。

**渡邊委員** 統合によって学区が広がる南成中学校と北成中学校の新2、3年生となる、現在の1、2年生の中には、スクールバスに乗ることができない生徒がいるのではないかと思っていた。先ほどの説明だと、本来6km以遠とするところを4km以遠とし、スクールバスに乗車できる生徒のエリアを広げることなので、現在の中学1、2年生の中に、新たにスクールバス通学を希望する生徒がいた場合、それに対応することは可能なのか。また、対象エリア内に居住しながらスクールバス通学を希望しない生徒は、冬季においても、スクールバスを利用することはできないのか。

**適正規模・適正配置推進主幹** スクールバスによる遠距離通学支援の考え方であるが、1年間を通じて乗車していただくことが原則であり、乗車するかどうかの希望を聞くことはしないので、対象エリアの生徒は、全員スクールバスに乗って通学することになる。したがって、現在の1、2年生で対象エリア内の生徒についても、全員がスクールバスに乗って通学することになる。これまでスクールバス対象でなかった地区、例えば、北成中学校区の窪田地区の一部は、新たに対象エリアに設定された。これまでは、冬期間のみ山交バスによる通学支援をしてきた地区だが、この地区は、来年度からスクールバスの対象エリアになるので、年間を通して、近くの乗降場所からスクールバスを利用することになる。なお、基本的に冬期間だけのスクールバス利用というものは想定していないので、対象エリア以外については、冬期間であっても、スクールバスによる遠距離通学支援の対象にはならないという考え方で、線引きさせていただいている。

**教育長** 他にご質問等いかがか。なければ、議第4号米沢市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について、ご承認いただいでよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に、議第5号米沢市立小学校、中学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いする。

**適正規模・適正配置推進主幹** ———資料により説明———

**教育長** ご質問等いかがか。この度の規則改正により、旧第五中学校の学区がすべて第一中学校の学区となり、現状にあわせて整理されたと考えてよいか。

**適正規模・適正配置推進主幹** 現状のままだと、第一中学校の学区から旧第五中学校の学区が抜けている状態であった。今まで、規則を一本にまとめて改正することはせず、第一中学校と第五中学校の統合に関する規制改正、興讓小学校、南部小学校を卒業した子ども達の進学先の中学校の通学区域を変更する改正を別々に行った。それぞれの改正は適正に行っていたが、第一中学校と第五中学校の統合による通学区域の変更にあたっては、最終的に旧第五中学校の学区は、当然

ながら第一中学校の学区として入っていなければならなかったが、それぞれ別に改正したために、上書きされて消えた状態となった。これは、それぞれの改正のつながりを見落とししたことが原因であった。

**我妻委員** 表中にある町名の順番についてお聞きしたい。改正案によれば下花沢一丁目から始まり駅前、大町と続き、桜木町、川井小路、中央一丁目と続く、これらは興譲小学校の学区であるが、地図的な配置から考えれば、川井小路の次に鍛冶町、立町があるべきと思われる。町名を記載するにあたっては、その順番に何らかの意味、意図があるのか。

**適正規模・適正配置推進主幹** 先ほど、議第4号の議事においても、通学区域の規則に合わせると申し上げたが、通学区域規則における、各学校区の町名の順番については、特段、規則性はないものである。通常、住所を設定した後に、市役所でコード管理をしているが、その順番とも異なっており、規則性はないものとなっている。現行規定の形を尊重させていただいたところである。

**教育長** 他にご質問等いかがか。なければ、議第5号米沢市立小学校、中学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

**教育長** ご承認いただいた。次に、報告事項に入る。はじめに、(1) 令和8年度組織改正について、事務局から説明をお願いします。

**教育管理部長** ———資料により説明———

**教育長** ご質問等いかがか。

**神尾委員** 教育委員会事務局の学校教育課おいしい給食推進室に、給食センター担当が新たに設置されるということであった。この給食センター担当の職員の勤務場所は、もちろん給食センターになると思うが、おいしい給食推進担当の職員の勤務場所はどこになるか。これまでどおり置賜総合文化センターか、それとも給食センターか。

**教育管理部長** おいしい給食推進室全体が、給食センターにおいて勤務することになる。

**教育長** 他にご質問等はいかがか。なければ、次に、(2) 米沢市立広幡小学校敷地内で発生した負傷事故について、事務局から説明をお願いします。

**教育総務課長** ———資料により説明———

**教育長** ご質問等いかがか。

**我妻委員** 事故のあったグレーチングの管理責任はどこにあるのか。管理の所管は土木課か、それとも学校か。

**教育総務課長** 最終的な管理責任は教育委員会となる。常日ごろ、学校に協力をいただきながら点検等を行っているが、この度の事故発生を受けて、さらにこまめな点検を行うよう改めて指示したところである。今後、学校と連携を図りながら再

発防止に努めてまいりたい。

**我妻委員** これは道路側溝のグレーチングではなく、学校敷地内駐車場の水路のグレーチングということか。

**教育総務課長** そのとおりである。

**我妻委員** 事故発生日の1月8日は平日であり、おそらく3学期がスタートして授業も始まったばかりではないかと思う。スポーツ少年団の活動で体育館を使用することは問題ないが、事故の発生が午後9時頃ということで、小学生のスポーツ少年団で、その時刻まで活動して帰宅するというのはいかがなものか。小学生の帰る時刻としては遅くないか。スポーツ少年団活動としては当たり前のことか。

**学校教育課長** 子ども達の生活習慣ということを見ると、ちょっと遅いのではないかと思う。しかしながら、スポーツ少年団活動に打ち込みたい児童やそれを後押しする保護者の方々にとって、活動場所との送迎が可能な時間を考えれば、午後7時以降、午後9時くらいまでという時間で活動している児童が多いのではないかと思う。学校では子ども達の疲労の状態について、朝の健康観察で十分に確認しながら、あまりにも状態が悪いような場合は、保護者に話をし、指導しているということは聞いているが、一般的にはあまり遅くならない方が良く考えている。

**我妻委員** 活動内容等は様々でありルールもあるわけではないとは思うが、真冬の降雪期、しかも平日の夜9時に小学生が帰るというのは、一般的に見てあまり好ましくないと思う。今回の事故とは直接関係はないが、留意をしていただきたい。

**教育長** 他にご質問等いかがか。なければ、次に、(3)米沢市における部活動及び米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの在り方に関する方針について、事務局から説明をお願いします。

**学校教育課長** ———資料により説明———

令和8年1月7日開催の教育委員会会議において、委員の皆様のご質問に対し、明確に回答できなかったことについて、この場で改めてお答えさせていただきたい。はじめに、我妻委員から「ヨネ愛の認定は、教育委員会から統括団体に通知するのか、それとも実施主体に通知するのか。」とのご質問をいただいたが、認定通知は統括団体を通じて実施主体に届くようにする。これは認定されたことを統括団体にも周知するという意味があり、統括団体が実施主体への運営助言や指導にも関わっていただくためにも、そのような通知方法とするものである。次に、渡邊委員から「現在、どれくらいのクラブが登録されているのか。」というご質問をいただいた。当日は正確な数字をお答えできなかったので、改めて回答させていただく。スポーツ活動については、13種目で15団体、文化活動は1種目で3団体の登録があり、合計で14種目18団体の登録がある。さらに詳しく説明すると、スポーツについては、野球が3団体、その

他としてソフトボール、剣道、体操、陸上競技、バドミントン、バスケットボール、サッカー、バレーボール、硬式テニス、卓球、少林寺拳法、フェンシングそれぞれに1団体の登録がある。文化については、吹奏楽が3団体登録している状況である。学校の部活動にあるもので、まだ登録されていないスポーツ種目として軟式テニスがあるが、現在、登録できるように進めていると聞いている。学校の部活動にはなかったフェンシングや硬式テニスの登録があったことは、米沢市としてこれまで以上にスポーツ活動の受け皿ができたと感じている。

**教育長** 今後の進め方、日程等を説明してほしい。

**学校教育課長** この度策定したこの方針を基に、本年9月から部活動の地域展開を本格稼働するが、これに関する中学校を対象にした説明会を2月3日にオンラインで行う。また、同日はクラブに対しても、今後の手続き等の進め方を含め、ヨネ愛の在り方ということについて、周知することとしている。3月末くらいから順次登録等を進めて、4月から活動できるように準備を進めるクラブがあると考えており、令和8年4月からいわゆる中体連大会が終わるまでは、学校部活動と並行して活動するクラブもあると思うので、うまく調整を図りながら、令和8年9月、秋口の本格スタートに向けて準備していきたいと考えている。

**教育長** ご質問等いかがか。なければ、次に、(4)その他について、事務局から何かあるか。

**学校教育課長** 先ほど、議第2号の議事において、スクールバス運行の人件費上昇に関し、「時給単価はいくらか。」というご質問があったので、お話できる範囲でお答えさせていただく。具体的な金額は、これからの入札等に関わるためお伝えすることはできないが、考え方をお話させていただきたい。市の設計額は、国の法的単価を基に積算しており、その令和7年度の金額が、令和6年度から上昇したことから、この単価を参考に再度積算した。市場調査によれば、法的単価よりも低い金額であったようだが、実際の上昇率は、国のものよりも高いというのが米沢市の市場調査の結果と捉えている。市場調査の金額が、法的単価と等しいかと言えば、勤務条件が異なることから一概に言うことはできないが、以上のことを勘案しながら、設計額を積算したものである。

**教育長** ご質問等いかがか。なければ、次に、5のその他について、委員の皆様からいかがか。なければ事務局から何かあるか。なければ以上をもって教育委員会を閉会する。